

事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 31 日

各地方厚生局健康福祉部医事課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第 2 項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の留意事項について

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第 2 項の規定による医療に要する費用の額の算定方法等の一部を改正する件」については、平成 26 年 4 月 1 日より適用されることとなったところであるが、今般、それらの取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご了知いただきたい。

記

(問 1) 平成 26 年 4 月 1 日現在において、社会復帰期にあり、算定要件を満たす者については、退院促進治療計画を策定次第算定が可能か。

(答) 告示・通知に示す算定要件を満たしていれば算定可能である。

ただし、4 月 1 日前に社会復帰期に移行していた者について、算定可能期間 1 年の起算は、4 月 1 日ではなく、社会復帰期移行日となる。

また、加算を算定した場合、減算の開始についても、同様である。

例) 平成 25 年 8 月 1 日に社会復帰期に移行していた者の場合

算定可能期間は、平成 26 年 7 月 31 日までであり、同日までに遠隔地加算を算定した場合は、その日数にかかわらず、平成 26 年 8 月 1 日から減算する。

(問 2) 退院促進治療計画書に基づいた医療の提供を中止した場合、遠隔地加算の算定も中止することとなるが、その後、再度の遠隔地加算の算定は可能か。

また、その場合の算定可能日数の経過日数は前回算定時のものを引き継ぐのか。

(答) 退院促進治療計画書に基づいた医療の提供を中止した後、再度の遠隔地加算の算定について、前回算定時の日数等を引き継ぐか否かは、退院促進治療計画を新たに策定するか否かによって判断する。

① 急性増悪の結果、回復期への移行を必要とした場合、又は生活環境調整が長引いた場合で退院促進治療計画を再度策定する必要がある場合は、新たに退院促進治療計画を策定するものとし、前回算定時の状況は引き継がない。

② 急性増悪が一時的なものにとどまり、回復期に移行する必要があるほどの増悪でなかった場合、又は生活環境調整が速やかに整った場合で退院促進治療計画の修正で済む場合は、前回算定時の状況を引き継ぐものとする。

(問 3) 社会復帰期に移行後、他の指定入院医療機関へ転院をした場合で、なお遠隔地加算の算定要件を満たす場合について、遠隔地加算の算定可能な期間 180 日については、転院前の指定入院医療機関における社会復帰期の経過日数を引き継ぐのか。

(答) 転院後の指定入院医療機関において計画をたてるものであることから、転院日を 1 日目として、算定することができる。

(問 4) 「指定入院医療機関が整備されていない都道府県に限る。」とあるが、整備されているかいないかはいつの時点において判断するのか。また、整備されているとは何指すか。

(答) 対象者が社会復帰期に移行した日から起算して 1 年前の該当日において、指定入院医療機関としての指定の有無で判断する。

(問 4) 「最も合理的な通常の経路及び方法」とはどのような意味か。

(答) 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 140 号）第 7 条

に規定する内容を指している。

具体的には、別添に指定入院医療機関・未整備都道府県ごとの算定の可否一覧を作成したので、参照いただきたい。